

2025年 長野県女子サッカーリーグ要項

1. **趣旨** 長野県女子サッカーリーグは、長野県女子サッカーの発展のため、健全な普及・育成・強化の為の事業を達成するための一環として行う。
2. **名称** 2025年 長野県女子サッカーリーグ
3. **主催** (一社) 長野県サッカー協会
4. **主管** (一社) 長野県サッカー協会女子委員会
5. **日程** 2025年4月から12月
6. **会場** 塩尻市中央スポーツ公園サッカー場 松本広域多目的グラウンド サンコーグリーンフィールド他
7. **参加資格**
 - (1) (公財) 日本サッカー協会ならびに、(一社) 長野県サッカー協会に登録したチームの登録された下記の選手であること。
 - (2) 2025年4月2日時点で中学1年生以上の女子選手とする。
 - (3) クラブ申請されたチームの選手であれば、当該チームの選手として出場できる。
 - (4) 外国籍選手の登録は5名までとし、試合開始前のメンバー表提出時に3名まで登録できる。
 - (5) 他リーグとのダブルエントリーは認めない。(ユースリーグは除く)
8. **加盟チーム数**

7チーム予定。
9. **リーグ登録**
 - (1) 選手の登録は、1チームの選手数に制限を設けない。
 - (2) 登録は当年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、追加登録の場合は登録日よりリーグ最終節までとし、試合への出場は選手証の事前提示もしくは電子機器により本人確認ができるものとする。
 - (3) 追加登録された選手は、更新したエントリー表と選手証をリーグ事務局宛に提出する。
事務局は、運営当番チームに出場を承諾した旨連絡する。
選手追加エントリーは試合実施日から起算して4日前までに承諾を得る事。
 - (4) 役員の登録は、1チームあたりの上限は設けない。各試合メンバー提出時にベンチ入りするチーム役員は最大6名とする。
 - (5) 中学生だけのチームエントリーは認められない。高校生以上で3名以上の登録を含む事とする。
10. **競技規則** 当該年度のJFA「サッカー競技規則」による。
11. **試合運営要項** 別に定める。
12. **ユニフォーム** JFA「ユニフォーム規定」により基本は正副2種類携行することとするが、2020年通達の選手の用具の運用に関する緩和を採用する。
13. **懲罰**
 - (1) JFAが定める「懲罰規定」に基づき、(一社) 長野県サッカー協会規律フェアプレー委員会により裁
定懲罰を決定する。
 - (2) 本リーグで退場を命じられた選手等は、自動的に次の1試合に出場することができない。本リーグにて出場停止未消化の場合は、直近の公式戦で消化する。それ以降の処置についてはJFA「懲罰規定」に基づき、(一社) 長野県サッカー協会規律フェアプレー委員会において決定する。
 - (3) 本リーグにおいて累積警告が2回に及んだ選手は、次の1試合に出場することはできない。

14. 表彰 以下のとおり表彰する。

チーム表彰 優勝

選手表彰 最優秀選手は1位チームより選出する。
得点王を選出する。

15. その他

(1) 2025年リーグ登録書類は、2025年4月20日までにリーグ事務局に提出する。(メール)

(2) 加盟チームは参加費(4月18日まで)を下記口座にチーム名で振り込むこと

《振込先》

八十二銀行池田支店普通預金

口座名 長野県サッカー協会女子委員会レディース連絡協議会

口座番号311402

会費:10000円/年

(3) リーグ役員

・リーグ役員は以下とする。

責任者: 笠原 康稔

事務局: 笠原 康稔

会計: 笠原 康稔

規律委員: 北沢 悟

審判担当: 千野 浩良

(4) 審判

・例年審判手当をご準備していましたが、本年は完全帯同性として審判手当は準備しません。

理由は以下です。

・JFAからの通達で、日当や交通費は経費請求システムによる長野県サッカー協会からの個人払いとなる。

・完全個人個人でユーザー登録を行い支払いが行われるので既に新年度に入り全女子審判員の登録がなされるか難しいと考えます。

・本年は移行期と位置づけ令和7年度以内に経費請求システムへ変更できるようにする。